

(仮 称) 松 前 2 期 風 力 発 電 事 業
環 境 影 響 評 価 方 法 書 に つ い て の
意 見 の 概 要 と 事 業 者 の 見 解

令和 3 年 11 月

東急不動産株式会社

目次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	1
(5) 縦覧者数	1
2. 環境影響評価方法書についての説明会の中止	2
(1) 公告の日及び公告方法	2
(2) 開催を予定していた日時、開催場所	2
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第2章 環境影響評価方法書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と 事業者の見解	4

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1か月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和 3 年 9 月 8 日（水）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

[別紙1 参照]

令和 3 年 9 月 8 日（水）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

- ・北海道新聞函館版（朝刊）

② インターネットによるお知らせ

[別紙2(1)～(4)参照]

以下のホームページに「お知らせ」を掲載した。

- ・当社ホームページ
- ・松前町ホームページ

(3) 縦覧場所

公共施設1か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 公共施設

- ・松前商工会（北海道松前郡松前町字福山 116）

② インターネットの利用

[別紙2(1)～(2)参照]

当社ホームページに方法書の内容を掲載した。

<https://tokyu-reene.com/assess/matsumae2/houhou/>

(4) 縦覧期間

令和 3 年 9 月 8 日（水）から令和 3 年 10 月 11 日（月）までとした。

松前商工会は開館時とし、インターネットは常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は0名であった。

（内訳）・松前商工会：0名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の中止

説明会の開催公告を方法書の縦覧等に関する公告と同時（令和3年9月8日（水））に行ったが、北海道を含む21都道府県に緊急事態宣言が発令されていた※こと、また、緊急事態宣言中における説明会開催について松前町と協議を行い、当時の新型コロナウイルス感染者数の状況を鑑み、今回の事象が「環境影響評価法施行規則」第3条の5第1項に定める事業者の責めに帰することができない事由に該当すると考え、「環境影響評価法」第7条の2第4項の規定に基づき、感染拡大の防止のため、当社は方法書の記載事項を周知するための説明会の中止を決定した。

なお、説明会の中止については関係自治体である松前町及び北海道へ上記の状況を説明するとともに、説明会中止のお知らせについては縦覧場所へ掲示及び当社ホームページにより周知した。

※「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の実施状況に関する報告」（内閣官房HP）

(1) 公告の日及び公告方法

- ① 日刊新聞紙による公告 [別紙1 参照]

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

- ② 縦覧場所への掲示によるお知らせ [別紙3 参照]

説明会中止の「お知らせ」について、縦覧場所への掲示を行った。

- ③ インターネットによるお知らせ [別紙4(1)～(2) 参照]

説明会中止の「お知らせ」を当社ホームページに掲載した。

(2) 開催を予定していた日時、開催場所

説明会の開催を予定していた日時及び開催場所は以下のとおりである。

<松前町>

- ・開催日時：令和 3 年 9 月 16 日（木）18 時から
- ・開催場所：松前町町民総合センター（北海道松前町松城7番地）

※説明会で使用予定であった資料については縦覧場所へ設置及び当社ホームページに掲載した。
[別紙5 参照]

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

[別紙6 参照]

(1) 意見書の提出期間

令和 3 年 9 月 8 日（水）から令和 3 年 10 月 25 日（月）までの間
（縦覧期間及びその後 2 週間とし、郵便受付は当日消印有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ② 当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は 1 通、意見総数は 28 件であった。

第2章 環境影響評価方法書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境影響評価方法書について、当社に対して環境の保全の見地から提出された意見は28件であった。それに対する当社の見解は表2-1のとおりである。

表2-1 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
1	■1. 意見は要約しないこと 意見書の内容は、事業者（東急不動産株式会社）及び委託先（日本気象協会）の判断で削除または要約しないこと。削除または要約することで貴社側の作が入る恐れがある。作が入れば、『事業者側に都合のよい意見だけを列挙する』ことが可能となる。よって事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに同様の理由（貴社側に作が入るおそれがあること）から本意見書の内容については「順番を並び替えること」も絶対にしないで頂きたい。	意見書の内容は要約せず、全文公開いたします。また、本意見の内容につきまして、順番を並び替えることはいたしません。
2	■2. コウモリ類の保全措置について 2020年に出版された『最新』の文献によれば、コウモリ類の保全措置はカットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）の値を上げることと風車を風と平行にすること（フェザリング）が記載されている（※）。事業者は「施設の稼働に伴うバットストライクによる影響が生じる可能性がある」と予測したが、「バットストライクが生じる可能性がある」ならば、「今後の現地調査結果を踏まえ、カットイン風速を上げること及びフェザリングを検討する」と、留意事項に明記して頂きたい。 ※「コウモリ学 適応と進化」p229（2020年8月、船越公威）	お示し頂いた文献も含め、今後、国内の最新の知見の情報を収集するとともに、現地調査を実施し、得られた結果及び専門家等のご意見を踏まえ、必要に応じて適切な環境保全措置を検討いたします。
3	■3. 既設風力発電機のバットストライクについて1 既設風力発電機について、以下の疑問があるので回答いただきたい。 ①既設風力発電機はライトアップをしているのか。 ②既設風力発電所において、これまで実施した死骸探索調査の調査期間、頻度、方法を述べよ。 ③既設風力発電所において、これまでコウモリ類の死骸は確認されているのか。 ④③でコウモリ類の死骸が確認されている場合は、確認年月日、種名、年齢（成・若・幼）、性別、個体数をすべて述べよ。	①ライトアップはしておりません。 ②既設風力発電機におけるこれまでの死骸調査の調査期間、頻度、方法については以下のとおりです。 ＜調査期間＞ 令和元年5月～令和3年9月（継続中） ＜調査方法＞ 調査員又は現地監視員による踏査を実施し、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省自然環境局野生生物課、平成23年1月、平成27年9月修正版）に基づきバードストライクの有無を確認する。また、バットストライクの有無についても確認しております。 具体的には、以下の内容を実施しております。 - 調査対象：既設の風力発電施設も含めたすべての風力発電施設。 - 調査間隔：1か月に2回程度（保守点検時にも別途確認） ※但し、渡り時期9～11月は1週間に1回程度 - 調査範囲：1基あたり、地上からブレード先端部までの長さを調査半径の円内

		③～④ 現在も死骸調査は継続中のため、実施終了後に事後調査報告書として公表する予定です。
4	■4. 既設の風力発電機のバットストライクについて 2 事業実施想定区域における既設風力発電機について、以下の疑問があるので回答いただきたい。 ①既設風力発電機のカットイン風速は何 m/s か。 ②既設風力発電機はカットイン風速未満であってもブレードは回転するのか？ ③既設風力発電機はカットイン風速を任意に変更できるのか？ ④既設風力発電機はカットイン風速以上でフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を実行できるのか？	①カットイン風速は 3m/s です。 ②カットイン風速未満でも回転する事があります。 ③カットイン風速を任意に変更することはできません。 ④フェザリングは実行可能です。
5	■5. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）未満であってもブレードは回転するのか？ （理由）コウモリ類の影響予測において必要な諸元のため	風力発電機は発電を停止している場合であっても、ローター（ブレードを含む回転部分）に機械的なブレーキをかけているわけでは無いため、カットイン風速未満であってもゆっくり回転することがあります。
6	■6. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速を任意に変更できるのか？ （理由）コウモリ類の影響予測において必要な諸元のため	風力発電機のカットイン風速を任意に変更することはできません。
7	■7. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速以上でフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を実行できるのか？ （理由）コウモリ類の影響予測において必要な諸元のため	カットイン風速以上であっても、風力発電機を運転停止することで、ブレードをフェザリング位置に移行して回転を停止することが可能です。
8	■8. 回避措置（ライトアップアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。国内で報告されたバットストライクの事例は以下のものがあつた。実際にはスカベンジャーによる持ち去りや未踏査エリアの存在、調査者の見落としなどによりさらに大量のコウモリが死んでいるものと予測される。これら現状をふまえ、事業者が追加的保全措置を実施しない理由を述べよ。 ※45 個体（4 種、1～32 個体）、2015, 07 までに調べた 6 事業「風力発電施設でのバットストライク問題」（河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌 22(1)、9-11, 2017） ※ヒナコウモリ 24 個体、ヤマコウモリ 6 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、コウモリ類 2 個体 合計 37 個体「会津布引高原風力発電所設置事業 事後調査報告書」（平成 22 年 6 月、株式会社ジェイウィンド）福島県 ※ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 1 個体、合計 3 個体、「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類 2 種の死骸について」（重昆達也ほか、東海自然誌(11)、2018）静岡県 ※ヒナコウモリ 3 個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」（平成 30 年 10 月、株式会社ジェイウィンド）青森県 ※コテングコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 4 個体 合計 9 個体「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」（平成 31 年 4 月、岩手県）	「ライトアップの不使用」は、コウモリ類の餌となる昆虫類の誘引を抑えることで、夜間に衝突・誘引する可能性を低減できるものと考えております。今後、現地調査を実施し、得られた結果及び専門家等のご意見を踏まえ、必要に応じて適切な環境保全措置を検討いたします。

	※コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体 合計 8 個体、「(仮称) 上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書 (公開版)」(平成 31 年 4 月 株式会社ジェイウインド上ノ国) 北海道 ※ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、種不明コウモリ 2 個体、合計 8 個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」(令和元年 12 月、よこはま風力発電株式会社) 青森県 ※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体 合計 2 個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」(2020 年 2 月、コスモエコパワー株式会社) 北海道 ※ヤマコウモリ 3 個体、ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、合計 7 個体「能代地区における風力発電事業供用に係る事後調査報告書 (第 2 回)」(令和 2 年 4 月、風の松原自然エネルギー株式会社) 秋田県 ※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、ホオヒゲコウモリ属の一種(フジホオヒゲコウモリ又はクロホオヒゲコウモリ) 1 個体、コウモリ類 1 個体 合計 9 個体「能代風力発電所リブレース計画に係る環境影響評価書」(令和 2 年 8 月、東北自然エネルギー株式会社) 秋田県 ※ヒナコウモリ 3 個体「姫神ウィンドパーク事業 事後調査報告書」(令和 2 年 10 月 コスモエコパワー株式会社) 岩手県 ※ヒナコウモリ 2 個体「(仮称) 新むつ小川原ウィンドファーム事業 環境影響評価準備書 (公開版)」(令和 3 年 3 月、コスモエコパワー株式会社) 青森県 ※ヒナコウモリ 1 個体「(仮称) 新岩屋ウィンドパーク事業 環境影響評価準備書 (公開版)」(令和 3 年 3 月、コスモエコパワー株式会社) 青森県 ※ヒナコウモリ科の一種 2 個体「ユーラス大豊ウィンドファームに係る環境影響評価事後調査報告書」(令和 3 年 5 月、合同会社ユーラス大豊風力) 高知県 ※ヒナコウモリ 7 個体、ユビナガコウモリ 1 個体、コウモリ類 1 個体、合計 9 個体「潟上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価事後調査報告書 (公開版)」(令和 3 年 3 月、株式会社 A-WINDENERGY) 秋田県 ※クロオオアブラコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 3 個体 合計 4 個体「せたな大里ウィンドファーム環境影響評価報告書」(2021 年 8 月、株式会社ジェイウインドせたな) 北海道 ※ヒナコウモリ 1 個体、アブラコウモリ 3 個体、合計 4 個体「掛川風力発電事業環境影響評価事後調査報告書」(令和 3 年 8 月、掛川風力開発株式会社) 静岡県 ※ヒナコウモリ 3 個体「ユーラス石巻ウィンドファーム環境影響評価報告書」(令和 3 年 10 月、株式会社ユーラスエナジーホールディングス) 宮城県	
9	■9. コウモリ類について 事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか？日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全	コウモリ類は、特定の種に限らず、現地調査を通じてコウモリ群としての生息状況の把握に努めます。また、必要に応じて、重要種を含むコウモリ類について環境保全措置を講じます。

	措置をとらずに殺すつもりか？	
10	■10. バットストライクの予測は定量的に行うこと 事業者が行う「音声モニタリング調査（自動録音バットディテクターによる調査）」は定量調査であり、予測手法（解析ソフト）もすでに実在する（例えば「WINDBAT」 http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml（等）。よって、<u>バットストライクの予測は「定量的」に行うこと。</u>	ご教示いただいた事項も参考に、最新の国内の知見や専門家等からのヒアリング等を踏まえ、適切にバットストライク予測の実施を検討いたします。
11	■11. 「バットストライクに係る予測手法」について 経済産業大臣に技術的な助言を求めること 「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。仮に事業者が「コウモリ類の予測は定量的にできない」と考えている場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。	方法書に記載した調査・予測及び評価の手法は、発電所アセス省令※に示される選定の指針等に基づき検討し、コウモリ類の専門家等の意見を踏まえ決定しております。これらについては、今後、ご意見等を踏まえつつ、経済産業大臣によって審査され、手法等について必要な勧告がなされます。 以上の方法書の審査結果を踏まえて、環境影響評価の項目等の選定を行うこととなりますが、その際、必要であると認める場合には、環境影響評価法第十一条第2項に従い、技術的な助言を求めます。 ※発電所アセス省令：発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年通商産業省令第五四号）
12	■12. コウモリの音声解析について コウモリの周波数解析（ソナグラム）による種の同定は、国内ではできる種とできない種がある。図鑑などの文献にあるソナグラムはあくまで参考例であり、実際は地理的変異や個体差、ドップラー効果など声の変化する要因が多数あるため、専門家でも音声による種の同定は慎重に行う。仮に種の同定を誤れば、当然ながら誤った予測評価につながるだろう。よって、無理に種名を確定しないで、グループ（ソナグラムの型）に分けて利用頻度や活動時間を調査すべきである。	無理に種名を確定せず、周波数帯をグループにわけて利用頻度や活動時間を調査いたします。
13	■13. コウモリ類の調査は死骸探索調査を徹底的に実施してほしい コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている*。 よって、コウモリ類の影響予測のために、<u>既設風車における死骸探索調査を徹底的に実施していただきたい。</u> *平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握Ⅰ報告書）P213. NEDO, 2018.	本方法書では、事後調査については言及しておりませんが、今後実施する現地調査結果を基に予測及び評価を行い、事後調査を実施する際には、最新の知見を収集し、また、専門家等への意見聴取も行い、適切に検討いたします。
14	■14. 「回避」と「低減」の言葉の定義について P403 事業者らは「影響の回避」と「低減」の言葉の定義について、 ===== 回避：行為の全体または一部を実行しないことにより影響を回避する（発生させない）こと。重大な影響が予想される環境要素から影響要因を遠ざけること	「ライトアップしない」ことは、コウモリ類の餌となる昆虫類の誘引を抑えることで、夜間に衝突・誘引の可能性を低減できるものと考えております。

	によって影響を発生させないことも回避といえる。 低減：何らかの手段で影響要因又は影響の発現を最小限に抑えること、又は、発現した影響を何らかの手段で修復すること。（後略） ===== と回答した。事業者回答によれば「ライトアップをしない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではないが、見解を述べよ。	
15	■15. 「回避」と「低減」の言葉の定義について2 上記について、『回避と低減の定義について、その区別は重要ではない』等と主張する事業者がいるが、アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。コウモリ類の保全措置としてライトアップの不実行のみ採用する事業者がいる現状を鑑みれば、コウモリ類の保全上、影響の『回避』と『低減』を区別することは重要な意味を持つ。コウモリ類について「ライトアップを実行しない（回避措置）」以外の、追加的保全措置（低減措置）を必ず検討すること。	「ライトアップをしないこと」は、コウモリ類の餌となる昆虫類の誘引を抑えることで、夜間に衝突・誘引する可能性を低減できるものと考えております。 また、その他の環境保全措置（低減措置）については、今後、現地調査を実施し、得られた結果及び専門家等のご意見を踏まえ、必要に応じて検討いたします。
16	■16. 「回避」と「低減」の言葉の定義について3 ヨーロッパのコウモリ研究機関 EUROBATS が、2015 年に出版した「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014 年版」（“Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATS Publication Series No.6）によれば、「ライトアップの不使用」は「回避措置」に分類されている。	「ライトアップの不使用」は前述の No. 15 に記載したとおり、コウモリ類の餌となる昆虫類の誘引を抑えることで、夜間に衝突・誘引する可能性を低減できるものと考えていることから、「低減措置」として考えております。
17	■17. 回避措置（ライトアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これは事実だ。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について、『ライトアップの不実施』以外に、『影響の低減措置』を実施する必要がある。	今後、現地調査を実施し、得られた結果及び専門家等のご意見を踏まえ、必要に応じて適切な環境保全措置を検討いたします。
18	■18. コウモリ類の保全措置（回避）について 樹林内に建てた風力発電機や、樹林（林縁）から 200m 以内に建てた風力発電機は、バットストライクのリスクが高いことが、これまでの研究でわかっている。低空（林内）を飛翔するコウモリでさえ、樹林（林縁）から 200m 以内ではバットストライクのリスクが高くなる。よって、本事業の風力発電機は、樹林から 200m 以上離して設置して頂きたいが、配慮は可能か。	バットストライクに係るリスクについては、現地調査結果や専門家等からの助言を踏まえ、適切に予測いたします。その結果を踏まえ、必要に応じて適切な環境保全措置を検討いたします。
19	■19. コウモリの保全措置（低減措置）は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的 「コウモリの活動期間中にカットイン風速（発電を開始する風速）の値を上げること及び低風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を行うこと」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。よって、必ず実施して頂きたいが、配慮は可能か。 ※Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010	バットストライクに係るリスクについては、現地調査結果や専門家等からの助言を踏まえ、適切に予測いたします。その結果を踏まえ、必要に応じて適切な環境保全措置を検討いたします。
20	■20. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」	

	国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）しない事業者が散見される。 「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。	今後、現地調査を実施し、得られた結果及び専門家等のご意見を踏まえ、必要に応じて適切な環境保全措置を検討いたします。
21	■21. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは「不適切」2 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「影響の程度（死亡する数）が確実に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。 定性的予測であれば、国内外の風力発電施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。 <u>よって、本事業者らの課題は、「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」である。そのための調査を「準備書までに」実施して頂きたい。</u>	上記のとおり、国内外の最新の知見の収集や専門家等への意見聴取を実施し、必要に応じて適切な環境保全措置を検討し、対応いたします。
22	■22. 環境保全措置は「コウモリを殺す前から実施してほしい」 上記のコウモリ保全措置（<u>「カットイン風速の値を上げること及び低風速時のフェザリング」</u>）については、「事業者が実施可能」かつ「最新の知見に基づいた」コウモリ類への環境保全措置である。よって「コウモリを殺す前」、すなわち「試運転開始日から」実施して頂きたい。	今後現地調査を実施し、国内外の最新の知見の収集や専門家等への意見聴取を実施し、必要に応じて適切な環境保全措置を検討いたします。
23	■23. 環境保全措置の実施時期について 環境保全措置について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、（カットイン風速の値を上げる）保全措置は実施しない（事後調査の後まで先延ばしにする）」といった回答をするかもしれないが、すでに保全措置を行う先進的事業者もいる。環境保全措置は安全側にとるべきである。 保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要であると思うが、これについて、事業者の見解を述べて頂きたい。	今後現地調査を実施し、国内外の最新の知見の収集や専門家等への意見聴取を実施し、必要に応じて適切な環境保全措置を検討いたします。
24	■24. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 上記について「国内におけるコウモリの保全事例が少ないので、（カットイン風速の値を上げる）保全措置は実施しない（大量に殺した後に検討する）」といった回答をする事業者がいたが、仮に国内事例が少なからうが、「適切な保全措置の実施」は十分可能である。	今後現地調査を実施し、国内外の最新の知見の収集や専門家等への意見聴取を実施し、必要に応じて適切な環境保全措置を検討いたします。
25	■25. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること2 そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に	今後現地調査を実施し、国内外の最新の知見の収集や専門家等への意見聴取を実施し、必要に応じて適切な環境保全措置を検討いたします。

	指摘しておく。仮に事業者が「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自社の企業倫理及び法的根拠を必ず述べて頂きたい。	
26	■26. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 3 今後、事業者は「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。 この「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」という主張には、「<u>予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先のばしにしてもよい</u>」という前提が隠れている。しかし発電所アセス省令に「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という記載はないことを先に指摘しておく。	今後現地調査を実施し、国内外の最新の知見の収集や専門家等への意見聴取を実施し、必要に応じて適切な環境保全措置を検討いたします。
27	■27. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 4 今後、事業者は「国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階だ。よって事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。 国内では2010年からバットストライクが確認されており（環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書）、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省、2011）」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリの保全措置が検討され始めた」のは最近の出来事ではない。また、仮に「国内で保全措置が検討され始めた」からといって、それが「国内の風力発電事業者が適切な保全措置を先のばしにしてよい」という根拠にはならないことを先に指摘しておく。	今後現地調査を実施し、国内外の最新の知見の収集や専門家等への意見聴取を実施し、必要に応じて適切な環境保全措置を検討いたします。
28	■28. 「事後調査」は信用できない ①事後調査結果について住民は意見書を出せない。 ②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がない。 ③事業者側が擁立する専門家は事業者の利害関係者である可能性が高いので信用できない。 ④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もない。 ①～④の理由から、「事後調査」は信用できない。	事後調査については、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年通商産業省令第54号）第31条において以下のとおり記載されております。当該規定に該当する場合には、事後調査を実施し、その結果は報告書にとりまとめて関係機関に提出するとともに事業者のホームページにより公表を行います。 第31条 次の各号のいずれかに該当する場合において、当該環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、特定対象事業に係る工事の実施中及び供用開始後の環境の状況を把握するための調査（以下この条において「事後調査」という。）を行うものとする。 1 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合 2 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合 3 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする

		る場合 4 代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合
--	--	--

日刊新聞に掲載した公告

・北海道新聞函館版（朝刊）

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)松前2期風力発電事業
環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催します。

一、事業者の名称 東急不動産株式会社
代表者の氏名 代表取締役 岡田 正志

二、対象事業の所在地 東京都渋谷区道玄坂二丁目二番一号
(仮称)松前2期風力発電事業

三、種類・規模 風力(陸上)、最大五万二千六百キロワット

四、対象事業実施区域 北海道松前郡松前町
環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
北海道松前郡松前町

五、縦覧の場所・時間
場所 松前商工会(北海道松前郡松前町字福山二一六)
時間 八時四十五分から十七時三〇分まで(※土・日・祝日を除く)
電子縦覧 <https://tokyurene.com/assess/natsuna2/nounou/>

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見
地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見
の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております
意見書箱にご投函くださるか、令和三年十月二十五日(月)まで
に問い合せ先へ郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する場所・日時
場所 松前町民総合センター(北海道松前郡松前町神明三〇)
日時 九月十八日(木)十八時から

八、問い合わせ先 〒〇四九・一五二 北海道松前郡松前町七番地
東急不動産株式会社 戦略事業ユニット インフラ・インタス
トリイ事業本部 電話〇三九・四六・七五五八

九、その他 今後、新型コロナウイルス感染症に関して国や地方
自治体等から要請を受けた場合においては、必要に応じて縦覧
や住民説明会の予定を変更することがあります。変更があり
ましたら、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

当社ホームページ掲載内容

○令和 3 年 9 月 8 日（水）より、当社ホームページに掲載



お知らせ

News

[← 一覧へ戻る](#)

2021年09月08日

「（仮称）松前2期風力発電事業環境影響評価方法書」の公表及び縦覧並びに住民説明会について

「（仮称）松前2期風力発電事業環境影響評価方法書」（以下、方法書）を、環境影響評価法に基づき公表します。

※ダウンロードして印刷することはできません。

方法書の公表

[表紙・目次](#)

[第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)

[第2章 対象事業の目的及び内容](#)

[第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況](#)

[第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果](#)

[第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解](#)

[第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法](#)

[第7章 その他環境省令で定める事項](#)

[第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)

[資料編](#)

[要約書](#)

方法書及び要約書は、令和3年9月8日（水）から10月11日（月）までご覧いただけます。

ただし、ダウンロードしての閲覧や印刷することはできません。

※Internet Explorer11及びAdobe Acrobat製品（正規品）での閲覧を推奨致します。

また、閲覧する際には、JavaScriptを有効にしてください。

その他のブラウザ及びソフトウェアでは閲覧できない場合がありますので、予めご了承ください。

Internet Explorer11及びAdobe Acrobat製品（正規品）の設定変更が必要な場合があります。

設定変更の方法については、[こちら](#)をご参照ください。

方法書の縦覧

縦覧場所

・松前商工会 北海道松前郡松前町字福山1 1 6

縦覧期間

令和3年9月8日（金）～令和3年10月11日（月）午前8時45分から午後5時30分まで
（土・日曜日及び祝祭日を除く）

意見書の提出

方法書の内容に対するご意見・ご質問は、縦覧場所に備え付けの意見書に住所・氏名・内容を記載の上、意見箱へ投函くださるか、下記の郵送先へ10月25日（月）（消印有効）までに郵送でご提出ください。

意見書用紙は[こちら](#)からダウンロードしてください。

意見書の提出先及びお問い合わせ先

〒049-1511

北海道松前郡松前町松城7番地

東急不動産株式会社

都市事業ユニット インフラ・インダストリー事業本部

再生可能エネルギー第一部 風力開発第一グループ

担当 布目

電話 0139-46-7558（土・日曜日及び祝祭日を除く、午前10時から午後5時まで）

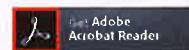
住民説明会

・松前町町民総合センター（北海道松前郡松前町神明30）

令和3年9月16日（木）18時より

※今後、新型コロナウイルス感染症に関して国や地方自治体等から要請を受けた場合においては、必要に応じて縦覧や住民説明会の予定を変更することがあります。変更がありましたら、本ページにてお知らせいたします。

PDFファイルをご覧になるにはAdobe Acrobat Readerが必要です。
お持ちでない方は、[こちら](#)からダウンロードしてください。
(無料)



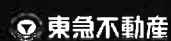
会社概要

お問い合わせ

個人情報保護方針

サイトマップ

関連リンク



©TOKAI LAND CORPORATION. ALL RIGHTS RESERVED.

松前町ホームページ掲載内容

○令和 3 年 9 月 8 日 (水) より、松前町ホームページに掲載



(仮称) 松前 2 期風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧のお知らせ

下記事業者が「環境影響評価法」に基づき「(仮称) 松前 2 期風力発電事業に係る環境影響評価方法書」を作成し、縦覧しますのでお知らせします。

事業者の名称等

事業者の名称：東急不動産株式会社
代表者の氏名：代表取締役 岡田 正志
主たる事務所の所在地：東京都渋谷区道玄坂 1-2-1-1 渋谷ソラスト

対象事業の名称等

対象事業の名称：(仮称) 松前 2 期風力発電事業
対象事業の種類：風力発電所

方法書の縦覧場所

松前商工会 (松前郡松前町字福山116)
(土曜日、日曜日、祝祭日を除く開庁時)

方法書の縦覧期間・時間

- ・期間：令和3年9月8日(水曜日)から10月11日(月曜日)まで
- ・時間：午前8時45分から午後5時30分まで

電子縦覧

方法書及び要約書は、令和3年9月8日(水曜日)から10月11日(月曜日)まで、東急不動産株式会社のホームページでもご覧いただけます。
掲載URL：<https://tokyu-reene.com/assess/matsumae2/houhou/>

意見の提出について

方法書について、環境の保全からのご意見をお持ちの方は、意見用紙(縦覧場所に備え付けまたは電子縦覧のホームページからダウンロード)に記入の上、縦覧場所に備え付けの意見箱への投函、もしくは令和3年10月25日(月曜日)までに下記の「お問い合わせ」へ郵送(当日消印有効)にて送付してください。

その他

新型コロナウイルス感染症の状況を考慮いたしまして、住民説明会については開催中止とさせていただきます。

お問い合わせ

〒049-1511 北海道松前郡松前町松城7番地
 東急不動産株式会社 戦略事業ユニット インフラ・インダストリー事業本部
 再生可能エネルギー第一部 風力開発第一グループ（松前事務所）
 担当：布目
 電話：0139-46-7558
 （土・日曜日及び祝祭日を除く、午前10時から午後5時まで）



松前町役場

〒049-1592 北海道松前郡松前町字福山249番地1
 法人番号 6000020013315

電話 0139-42-2275（代表） FAX 0139-46-2048

各課直通電話番号

ご意見・お問い合わせ

交通アクセス

松前町総合トップへ

ご利用案内 | リンク | サイトマップ | 個人情報の取り扱いについて | 免責事項 | アクセシビリティ方針

LINEで送る

Copyright © MATSUMAE Town All Rights Reserved.

(仮称) 松前 2 期風力発電事業

環境影響評価方法書に関する住民説明会中止について

直近の新型コロナウイルス感染者数の状況から、松前町町民総合センター9月16日で予定しておりました、「(仮称) 松前 2 期風力発電事業 環境影響評価方法書」に関する住民説明会について、感染拡大防止及び参加可否の公平性の観点から中止といたしましたのでお知らせいたします。

直前の連絡となり申し訳ございませんが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

また、この度は住民説明会の実施ができないため、後日説明会資料を方法書縦覧場所に設置させていただきます。

ご説明用資料を現在作成中でございますので準備でき次第、方法書縦覧場所への資料の設置をさせていただきます。

設置期間等、最新情報につきましては下記URL当社ウェブサイトへ記載させていただきますので、お手数おかけしますがご確認頂きますようお願い致します。

<https://tokyu-reene.com/assess/matsumae2/houhou/>

令和3年9月14日

【本件に関するお問い合わせ先】

〒049-1511

北海道松前郡松前町松城7番地

東急不動産株式会社

都市事業ユニット インフラ・インダストリー事業本部

再生可能エネルギー第一部 風力開発第一グループ

担当 布目

電話 0139-46-7558（土・日曜日及び祝祭日を除く、午前10時から午後5時まで）



お知らせ

News

[← 一覧へ戻る](#)

2021年09月08日

「（仮称）松前2期風力発電事業環境影響評価方法書」の公表及び縦覧並びに住民説明会について

「（仮称）松前2期風力発電事業環境影響評価方法書」（以下、方法書）を、環境影響評価法に基づき公表します。

※ダウンロードして印刷することはできません。

方法書の公表

[表紙・目次](#)

[第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)

[第2章 対象事業の目的及び内容](#)

[第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況](#)

[第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果](#)

[第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解](#)

[第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法](#)

[第7章 その他環境省令で定める事項](#)

[第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)

[資料編](#)

[要約書](#)

方法書及び要約書は、令和3年9月8日（水）から10月11日（月）までご覧いただけます。

ただし、ダウンロードしての閲覧や印刷することはできません。

※Internet Explorer11及びAdobe Acrobat製品（正規品）での閲覧を推奨致します。

また、閲覧する際には、JavaScriptを有効にしてください。

その他のブラウザ及びソフトウェアでは閲覧できない場合がありますので、予めご了承ください。

Internet Explorer11及びAdobe Acrobat製品（正規品）の設定変更が必要な場合があります。

設定変更の方法については、[こちら](#)をご参照ください。

方法書の縦覧

縦覧場所

・松前商工会 北海道松前郡松前町字福山116

縦覧期間

令和3年9月8日（金）～令和3年10月11日（月）午前8時45分から午後5時30分まで
（土・日曜日及び祝祭日を除く）

意見書の提出

方法書の内容に対するご意見・ご質問は、縦覧場所に備え付けの意見書に住所・氏名・内容を記載の上、意見箱へ投函くださるか、下記の郵送先へ10月25日（月）（消印有効）までに郵送でご提出ください。

意見書用紙は[こちら](#)からダウンロードしてください。

意見書の提出先及びお問い合わせ先

〒049-1511

北海道松前郡松前町松城7番地

東急不動産株式会社

都市事業ユニット インフラ・インダストリー事業本部

再生可能エネルギー第一部 風力開発第一グループ

担当 布目

電話 0139-46-7558（土・日曜日及び祝祭日を除く、午前10時から午後5時まで）

住民説明会

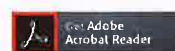
—松前町民総合センター（北海道松前郡松前町神明30）—
令和3年9月16日（木）18時より

※今後、新型コロナウイルス感染症に関して国や地方自治体等から要請を受けた場合においては、必要に応じて縦覧や住民説明会の予定を変更することがあります。変更がありましたら、本ページにてお知らせいたします。

（9月13日更新）

緊急事態宣言延長に伴い、住民説明会は中止とさせていただきます。

PDFファイルをご覧になるにはAdobe Acrobat Readerが必要です。
お持ちでない方は、[こちら](#)からダウンロードしてください。
（無料）



会社概要

お問い合わせ

個人情報保護方針

ライトマップ

関連リンク

 東急不動産

©TOKAI LAND CORPORATION. ALL RIGHTS RESERVED.

(仮称) 松前 2 期風力発電事業

環境影響評価方法書に関する住民説明会中止について

直近の新型コロナウイルス感染者数の状況から、松前町町民総合センター9月16日で予定しておりました、「(仮称) 松前 2 期風力発電事業 環境影響評価方法書」に関する住民説明会について、感染拡大防止及び参加可否の公平性の観点から中止といたしましたのでお知らせいたします。

直前の連絡となり申し訳ございませんが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

また、この度は住民説明会の実施ができないため、後日説明会資料を方法書縦覧場所に設置させていただきます。

※本資料は閲覧専用につき、資料のお持ち帰りはご遠慮願います。また、本資料データについても下記 URL 当社ウェブサイトへ掲載しております。

設置期間等、最新情報につきましては下記 URL 当社ウェブサイトへ記載させていただきますので、お手数おかけしますがご確認頂きますようお願い致します。

<https://tokyu-reene.com/assess/matsumae2/houhou/>

令和 3 年 9 月 24 日

【本件に関するお問い合わせ先】

〒049-1511

北海道松前郡松前町松城 7 番地

東急不動産株式会社

都市事業ユニット インフラ・インダストリー事業本部

再生可能エネルギー第一部 風力開発第一グループ

担当 布目

電話 0139-46-7558 (土・日曜日及び祝祭日を除く、午前 10 時から午後 5 時まで)

1. 意見書：環境影響評価法施行規則第4条の規定により、氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）のご記入願います。
 なお、1枚に記載しきれない場合は、複数枚ご使用ください。その際は、意見書右上の（No. ）にページをふり、2枚目以降にも氏名及び住所をご記入願います。
2. その他
- ・ご記入いただいた個人情報は、環境影響評価法に基づく手続きだけに使用し、他の目的に使用することはありません。
 - ・弊社では、個人情報保護の重要性を十分認識し、ご記入頂いた個人情報は、適正に取り扱うこととしております。なお、ご記入いただいた意見内容に限っては、公表する可能性がありますので、予めご了承ください。